

令和 6 年第 3 回定例会

美 郷 町 議 会 会 議 録 (第 3 号)

令和 6 年 9 月 6 日

美 郷 町 議 会

令和6年第3回美郷町議会定例会会議録（第3日目）

令和6年9月6日（金曜日）

◎開会日時 令和6年9月6日 午前10時00分 開会
◎散会日時 令和6年9月6日 午後1時40分 散会

◎出席議員（10名）

1番	若杉	伸児	君	2番	早川	節夫	君
3番	中田	武満	君	4番	兒玉	鋼士	君
5番	山本	文男	君	6番	中嶋	奈良雄	君
7番	川村	嘉彦	君	8番	甲斐	秀徳	君
9番	川村	義幸	君	10番	那須	富重	君

◎欠席議員 な し

◎欠 員 11番 小路 文喜 君

◎事務局職員氏名 事務局長 沖田 修一 君 書記 川西ゆきみ 君

◎説明のための出席者職氏名

町長	田中 秀俊 君	副町長	藤本 茂 君	
教育長	大坪 隆昭 君	会計管理者	泉田 浩文 君	欠席
総務課長	甲斐 武彦 君	税務課長	川村 博昭 君	
企画情報課長	田村 靖 君	町民生活課長	黒田 和幸 君	
健康福祉課長	海野 勝弥 君	建設課長	佐藤 文幸 君	
農林振興課長	松下 文治 君	政策推進室長	田常 浩二 君	
教育課長	鎌田 次郎 君	地域包括医療局事務長	田原 裕亮 君	
南郷地域課長	田中 幸生 君	北郷地域課長	長田 孝規 君	

◎会議の経過 別紙のとおり

令和6年第3回美郷町議会定例会 議事日程（第3）

令和6年9月6日
午前10時開議

日程第1 一般質問

2番 早川 節夫 議員

1. これから先の農業支援について

1番 若杉 伸児 議員

1. 携帯電話の不感地帯解消について
2. 町内3義務教育学校の部活動について

3番 中田 武満 議員

1. 町民医療関係情報のシステム管理について
2. 森林環境譲与税の活用による林業振興について

7番 川村 嘉彦 議員

1. 介護車の購入の助成について
2. 美郷町バイオマス協議会の事業について

会 議 録

令和 6 年 9 月 6 日
午前 10 時 00 分開議

【事務局長 沖田 修一】

「一同起立・礼」おはようございます。御着席ください。

【議長 那須 富重】

おはようございます。

本日も昨日に引き続きまして、一般質問であります。

ここで議員の皆さんに、ちょっとお願いがあります。

昨日の一般質問の件の中で傍聴者の方のアンケート結果を見ますと、もう少し期待したいということが書いてありました。メリハリをつけてしっかりとした質問に、いわゆるこちらの執行部の方もそれに対して答弁をしなくてはなりませんので、メリハリの利いた質疑になるようお願いしたいと思います。

【議長 那須 富重】

それでは、ただいまの出席議員は 10 名であります。

泉田会計管理者から身内の不幸のため欠席の申出がありましたので、これを受理いたしました。

【議長 那須 富重】

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりであります。

広報用の写真撮影の申出がありましたので、これを許可しました。上着を脱ぎたい方は、脱ぐことを許します。

【議長 那須 富重】

日程第 1 一般質問です。

本日は、残り 4 名の一般質問を行います。

通告順に一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

2 番、早川 節夫議員の登壇を許し、1 問目の発言を許可します。

【2 番、早川 節夫】

議長。

【議長 那須 富重】

2 番、早川 節夫議員。

【2 番、早川 節夫】

おはようございます。それでは、通告順によりこれから私の一般質問をさせていただきます。

これから先の農業支援について質問させていただきます。

まずは、美郷町は農業、林業が大変盛んな町でございます。特に農業、米作りに関しましてはほとんどの方が行っておられます。一方で、米作りを諦めて耕作放棄地も多くなっているのも確かでございます。

その要因の一つが、用水路の管理であったり田んぼの土手、畔の草切り等の管理が大変になってきたことかなと思われまします。

このことについて町として何か対策など考えを伺います。よろしく申し上げます。

【議長 那須 富重】

町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

おはようございます。今日は4名の方の通告をいただいております。ありがとうございます。

議員の田んぼの畔や土手という話で、高土手を持つてる農家さんは非常にそこに時間がかかり、大変かな思っております。

議員の御質問は、令和3年12月定例議会で中嶋奈良雄議員が一般質問された内容と関連がございます。その後の取組等も含めて答弁をさせていただきます。

中嶋議員の質問は、田んぼあぜ道のコンクリート張り化についてでございました。そのとき私は、「コンクリート化を否定するわけではないが、予算的が膨大になるということで、コンクリートに代わる方法として防草シートや除草剤等の精査を行って実証をしていく」と答弁しております。

令和5年から南郷鬼神野地区におきまして、防草シートの実証実験を行っております。費用面や管理作業の点から効果実証結果を判定することとしておりますが、現段階では、それぞれにメリット、デメリットがあるようでございます。

また雑草の根が枯れず、土手部の強度に影響のない除草剤が販売されており、町内での使用実績も多くなっております。

また米の出穂期に草刈りを行うと、水田内にカメムシ類の害虫を呼び寄せてしまうことがあるため、害虫が分散するよう、畔の雑草を切らずに放置する実証にも取り組んでおります。

さらに、来年度からは防草シートと被覆植物を組み合わせた新たな防草対策の実証実験を行うこととしております。高齢化に加え、温暖化による酷暑の中での除草作業は大変な作業であることを重々承知しております。これらの実証実験等の成果を検証し、効果的な対策について周知を行うよう努めてまいりたいと思うところであります。

以上です。

【議長 那須 富重】

町長の答弁が終わりました。

【2番、早川 節夫】

議長。

【議長 那須 富重】

2番、早川 節夫議員。

【2番、早川 節夫】

防草シートの試験的なことをやっていたいているということです。

令和3年度第4回定例会の一般質問の中で、町長が言われたように中嶋議員が一般質問で「コンクリート張り化」のことを話されております。私は防草シートとモルタル吹きつけ、コンクリートがいいなという人もいましたので、この話を挙げさせていただきました。

これから先を見据えた上で、米作り農家で一番大事になってくるのは環境整備、田の土手の整備であったり用水の整備であったり、必要不可欠になっていると思っています。ちなみに、モルタル吹き付け・厚み5センチ・成型なしの場合、100平米で、結構金額が上がりますが、50万円から60万円ぐらいかかると思われます。

防草シートは耐久年数が16年から18年。この防草シートを使うと、張った後に結構草も死んでしまうという防草シートもあるようです。私が調べた中では、それを使って100平米で8万円から10万円の手に入るのかなと。メーカーによっては、金額も変わってくると思います。それらを使いながら整備をしていけば、これから先、米を作る人も意欲を持って続けてもらえる。

持っている耕作者が米を作れなくなった場合、その後に誰かに預けたいという時に預かってくれる人もすぐに見つかるのではないかと。米以外を作る者であっても、整備がされていけばすぐに入ってくるのではないかなと思っているところでございます。

モルタル吹きつけは金額がかさみますので、厳しいところもあるのかなと思います。そのことも考えながら、これから先の農家、農業を守っていくきっかけ、つながりをつくってほしいなと思っています。

答弁が重複するかもしれませんが、そういう考えはないかお伺いします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

おっしゃるようにモルタル吹きつけが一番いいのですが、そうするとワイヤーメッシュができた時に、田園風景というか田舎の風景が壊れてしまうと。今は当たり前の風景になって、それを当たり前として受け入れてる自分たちも感覚的にどうかと思います。それはやむなく有害鳥獣対策という話で、ここで全部コンクリートにしたとき、田舎の風景、原風景はどうなるのかなと思うところであります。

私が先程言いましたように令和7年度、防草シートと被覆植物、この被覆食物にこだわりたいと思っています。

実証実験をしている農業新聞等を見ると、非常に効果があると。吹きつけて3年

ぐらいは手入れをしないといけないが、年3回か4回は草刈りをしないとイケませんが、その次の年辺からは1回でいいという結果も出ています。被覆食物は何がいいか、いろいろありますので、それを植えて実証実験をして。植物ですので、見た目にグリーンといいますか、草ではないんですが草みたいなもので景観が壊れることはなかろうと思うところであります。この被覆植物の実証試験をして、それを推奨していききたいと。この方法が田園風景を壊さずに済むのではなかろうかと思しますので、そういう方法で進んでいきたいと考えているところです。

以上です。

【議長 那須 富重】

町長の答弁が終わりました。

【2番、早川 節夫】

議長。

【議長 那須 富重】

2番、早川 節夫議員。

【2番、早川 節夫】

そういう考えで進めてもらえると、本当に助かると思っています。

私も景観のことは気になっておりました。モルタルであれば景観も少し悪くなるなという気もしますし、値段もかかります。できるだけ時間がかからないように進めていただいて、今から戻ってくる後継者が苦勞せずにと言ったらおかしいですが、スムーズに米作りができるように取り組んでいただきたいと思いますと思っています。

防草シートに関しまして、私が調べた金額でしたので、また調べて何を張ると下の草がもう生えてこないという防水シートもありますので、そういう物も調べてもらって、取り組んでいただければありがたいと思っています。

参考資料の写真があると思いますが、見ていただくと自走式の刈払機があると思います。この写真の刈払機は平らな部分しか刈れないのですが、斜面の草も切れる機械もあります。その場合、刈払機の5倍から6倍の価格がすると聞いております。

これも農家にとって必需品になってくると考えております。これもぜひ支援の対象として、現在入っている制度の中にも入れていただけないかなと考えております。町もスマート農業に力を入れておりますので、支援の対象に考えられているか、町長のお考えをお伺いします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

このモアは、平らな部分では楽になる機械であります。それが斜面になると使えないということでもあります。議員おっしゃるように、今そういう制度もあります。昨日から言ってますように中山間組織がありますので、その組織で買っていただい

て共同利用ができないか進めてほしいと思っております。

昨日の農業新聞で、そういった物にもお金が出ます、それでもいいですよとなっていてきます。今後も中山間直接支払いで検討しているということで、2つほどネットワーク化加算で、集落機能広域化による人材確保や協働活動ということで加算する、スマート農業加算という話であります。

できれば各各個人が持ってという話よりみんなで購入して共同利用して斜面の草刈りに使っていただければと思うところであります。

以上です。

【議長 那須 富重】

町長の答弁が終わりました。

【2番、早川 節夫】

議長。

【議長 那須 富重】

2番、早川 節夫議員。

【2番、早川 節夫】

ありがとうございます。そういう方法で機械が購入できる、助成ができるということであれば、町長にお願いがあります。そういう助成を町民の皆さんに分かりやすく案内とかしていただいて、申請がしやすい、申込みがしやすい方法をしてもらえるとありがたいのですが、町長どうでしょうか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

そういうことを行政もどんどん情報発信し、また集落協定をつくる時にそういう内容でしていただきたいと、努めていきたいと思います。

美郷町には集落協定、直接支払制度で40集落あります。令和6年度予算ベースですが、大体8,800万円ぐらい交付金を出しております。第5期で8,800万円です。令和6年度まで1期5年とすれば、今5期ですので25年目です。8,800万円掛ける25年間にすると、計算しにくいので1億円とした時に、25年間で交付金が25億円入っているということです。その時その時で、面積やその地域地域によって金額は違いますが、全体で見るとそういう金額が直接支払交付金として下りております。

課長には言っているのですが、この交付金の使い方はこういう方法で使ってほしいということです。結局、最初は交付金を9割、生産者に戻していいとか、そこそこで違います。これをその組織内で全部使うような方法をお願いできないかと。

昨日も言いましたように、個人に戻ると、例えば、半分個人に戻ったら、残りの半分が農業振興に行くかという話であります。その半分が役場に来るという話、こ

うしてほしい、ああしてほしいという感じさえ受けます。

議員がおっしゃいますように、情報はどんどん出していきます。今度は担当で強制はできないのですが、そういう方向にはできないか進めていって、無理であれば仕方がないとは思いますが。そういったお金をその地域の有効利用にと。

この内容が協定経営にどう反映されてるか分かりませんが、この集落営農は農業ばかりでもないという部分もありました。お年寄りの見回りや買物支援弱者までひっくるめた中でつくってくださいという話もあったと。それが全然違う、農だけに特化して皆さんの目がいつている部分であります。買物弱者で企画情報の商工関係で事業をしています。いろいろな形でやっていますが、町も一生懸命やらなくてはいけない部分は、当然な義務です。協定内で計画をつくってる以上は、その部分もしっかりとやってほしいと。

直接支払制度はなくならないと思いますので、あとはどのように有効に使っていくかということが今後の課題になると思っていますところでもあります。

以上です。

【議長 那須 富重】

町長の答弁が終わりました。

【2番、早川 節夫】

議長。

【議長 那須 富重】

2番、早川 節夫議員。

【2番、早川 節夫】

今、町長がおっしゃってるのは中山間の団体でということですよ。

その団体を脱退したところもございます。そこはどうお考えなんでしょうか

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

脱退したところは、そういったお金が来ないので、今度は町のいろいろな助成で集落を救っていくしかないと思っています。

昔、AとBがあって、AができないからBに合体できないか、Bが大きくなる話です。そういったこともあり、それもなかなかできないということが他ではあります。町ではそういった事例は共同にはなっていません。脱退したところは、また新たな廃退するといけませんので、今までどおり役場でいろいろな補助を出していきながら努めていくべきだろうと思います。

ある程度の今度は力が戻ってきた場合、また組織をつくってできないかと提言や提案をしていく必要はあろうかと思っています。

以上です。

【議長 那須 富重】

町長の答弁が終わりました。

【2番、早川 節夫】

議長。

【議長 那須 富重】

2番、早川 節夫議員。

【2番、早川 節夫】

個人でやっていけば結構な数にもなるであろうし、団体でやっていけばその時の機械を団体で使うと、効率はいいかもしれません。

先ほども言いましたように、個人でも欲しいなという人もいるでしょうから、その幅もつくっていただいて、その制度が使えて購入ができる。また中山間でできない部分は町長も今おっしゃっていただきましたけども、町でも考えながらという答弁をいただきました。そのところでやっていただきながら、この環境整備、田の土手・あぜ、田の整備がちゃんとできれば、これから先の農業、米作りには本当に必須かなと思っております。

米作りだけでなく、他の作物に替える場合でも、整備ができればスムーズに入ってくるのかなと思っております。これからの農業には絶対必要なことだと思いますので、ぜひ使いやすい制度で対応していただければと思っております。

私は、もう一つ本来であれば一般質問を考えていたのですが、打合せに行ったときに1つ解決をしましたので、急遽、外しました。一般質問では短時間になってしまいましたが、私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。ぜひ制度をよろしくお願いしたいと思います。ありがとうございました。

【議長 那須 富重】

答弁はいいですか。

町長、答弁が何かあればということですが。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

皆さん議員各位、農業の振興の中で最初に出てくるのは、やはり米作りであります。それをいかに省力化、余分なことをしなくていい、草狩りでも、高土手を持つてると、それにかかる時間が長いという話です。そこをどうするかという話の中で今、議員がおっしゃったように、斜面でもできるモアで省力化していく、あるいは先ほども言いましたように、被覆食物等で実証試験して、これでいいという話になればそれを進めていくしかないかなと思っております。

今後もしろいろな実証実験を取り入れながら、また議員各位の皆さんにその結果を報告しながら、本町の農業の省力化を進めていきたいと思います。御協力を賜りますればありがたいと思っております。

以上です。

【 2 番、早川 節夫】

議長。

【議長 那須 富重】

2 番、早川 節夫議員。

【 2 番、早川 節夫】

ありがとうございました。ぜひよろしくお願いします。

これで、私の一般質問終わります。ありがとうございました。

【議長 那須 富重】

これで、2 番、早川 節夫議員の質問を終わります。

ここで、5 分間の休憩に入りたいと思います。

それでは、10 時 35 分より再開いたします。

(休憩：午前 10 時 26 分から 5 分間)

【議長 那須 富重】

それでは、時間前ですけれども、全員おそろいの方ですので一般質問を再開したいと思います。

それでは、通告順に質問を許します。

1 番、若杉 伸児議員の登壇を許し、1 問目の発言を許可します。

【1 番 若杉 伸児】

議長。

【議長 那須 富重】

1 番、若杉 伸児議員。

【1 番 若杉 伸児】

通告のとおり本日は2 問ほど質問させていただきます。

1 問目に、携帯電話の不感地帯解消についてお伺いいたします

この件につきましては、平成30 年3 月議会において、中嶋奈良雄議員より「携帯電話のエリア拡大について」という内容で質問がされております。これは議会だよりによるものですので、内容はかなり抜粋してあると思います。「農林業の作業また事故や火災の際、携帯電話が利用できるかできないかは重要である。早期に使用エリアを町内全域に拡大するべきと考える」というものでありました。

それを受けまして執行部の答弁は、「採算性の問題もあり、業者も事業者もなかなか着手してくれない。不感地帯解消へ向けて事業者にお願いし、町としても努力していく」というものでありました。

その後、約6 年が経過しております。以前は携帯会社も大手2 社でありましたが、今現在、大手4 社となっており、他の2 社も追随する形で町内に積極的に、携帯電話基地局を設置しております。携帯電話事業も様変わりしているのではないかと考えますので、改めてここでまた質問をさせていただきます。

まず初めに、町内各地の不感地帯の実態を具体的に把握しておるのか、また定期的に把握しておるのか、お伺いいたします。

【議長 那須 富重】

町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議員の質問でございますが、携帯電話の不感エリアということであります。4 大携帯電話事業者、いわゆる携帯キャリアのいずれの電波も届かない地域を指します。これは毎年、県を通じて国からの調査があります。現在、町として把握し、報告しているのは西郷の西の八峽地区であります。

ただし、昨年あたりから、新たに携帯が通じない地域があるとの情報提供があり

ます。改めて区長さんを通じまして実態把握を行っていく準備をしているところです。どこがどこかという部分で難しく、住居があるところは、携帯事業者はちゃんとしてくれるんですが、山間部は非常に難しい部分があるということでございます。以上です。

【議長 那須 富重】

町長の答弁が終わりました。

【1 番 若杉 伸児】

議長。

【議長 那須 富重】

1 番、若杉 伸児議員。

【1 番 若杉 伸児】

ちょっと上着を脱がさせていただきます。

今の説明でございますが、執行部はもちろん分かってると思います。携帯電話が通じないエリアがあると同時に、つながりにくいエリアがあるのも分かってると思います。

例えば、家の中だと通じないが、庭まで出ると通じるというケースもかなりあります。

もう15年近く前になりますが、消防部長をしていた時代、その当時はまだ災害時には、消防機構に詰めておりました。今は自宅待機を取らせるようです。その頃は消防詰所に詰めており、もし何かあった場合にはもちろん回っておりました。それ以前に高齢者の自宅など呼びかけたり、安否確認で回っておりました。落ち着いた後には、災害が発生していないか逃げ遅れた人がいないかと回っておりました。

その当時はまだ携帯会社が主に2業者でありました。エリアがその携帯会社でも違います。ここは通じるけどこっちは通じないということがありました。私は二次災害を防ぐためにも必ず2人以上組ませて、どちらかが通じるように別々の携帯会社の人達を組ませていました。

一昨年の台風14号の際に、議会で意見交換がありました。その際に、携帯電話の感知・不感知のエリアをマップにできないものかという意見を出しましたが、その後この話は進展していないと思います。

改めてお伺いしたいのですが、例えば、気圧配置図のような等圧線で囲い、この辺りは通じますとか、この辺りは通じませんといったマップは具体的に作成できないものかなと思っています。どうでしょうか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

はっきりは分かりませんが、不感エリアの判断は全国を500メートル四方のメッシュに切って、メッシュ内の50%以上の場所がカバーされていれば、そこは不感エリアではないという話であります。もしこれで判断すると、美郷町のどこが不感エリアかと、そのメッシュで切ってどうなってるのかをお願いすれば、それはできる可能性はあるのではなかろうかと思います。

それは私の考えですので、できる可能性があるのではと思っていますところ。

【議長 那須 富重】

町長の答弁が終わりました。

【1番 若杉 伸児】

議長。

【議長 那須 富重】

1番、若杉 伸児議員。

【1番 若杉 伸児】

分かりました。自分の携帯は大体分かっているのですが、違う会社のは分かりません。当然つながるだろうなと思う所がつながらなかったりすることが多分あると思います。

私はそのことを踏まえて、もう一つお願いしたいのですが。神話街道南郷西都に行く神話街道の間、上渡川から西都に出る間です。車の運転で早い人で約40分ぐらい、かかる人は50分近くかかると思います。西都の国道に出るまで。この区間がほとんど不感地帯であります。中渡川に入った時点から、西都線は国道に出てもしばらく通じません。どうかすると国道を大分走行してからでないと通じないときもあります。

通った方は御存じかと思いますが、頂上から少し西都側に下ったところでほんの数メートルですが、通信できるエリアがあります。そこには、「携帯が通じます」という表示が出ております。ほんの数メートルですが、これは非常にありがたいです。あそこまで行けば連絡が取れると。分からない人は見過ごすかもしれませんが、知っている人にとっては、あそこまで行けばどうにかなると。何かの場合でも連絡が取れると非常にありがたい表示です。

町内でも、山間部や作業道、奥地にそういう所があると思います。ここだけではなぜか分からないが通じる、ずっと通じなかったのにここだけという所があります。ラジオでもそういう所があります。

これは、先ほどのことと同じで非常に厳しい難しいことだと思いますが、そういった地点があれば、「ここは携帯が通じますよ」や「何メートル先には携帯エリアがありますよ」という表示がでできないかなと考えています。この点につきましてはどうでしょうか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

そういうことであれば、これは努力すればできることかなと思っております。

先ほど不感エリア部分が地図上に落とされて、携帯キャリアごとに出てくれば、その中で「この業者なら通じますよ」という表示はできる可能性はあるかなと。

それも私の考えですので、今後、企画情報課課長も今聞いていますので、調査をして山道などの中で表示をしていければ、議員おっしゃるように非常に安全性が確保されると思ってしております。それについては努力をしていきたいと思ってしております。

【議長 那須 富重】

町長の答弁が終わりました。

【1 番 若杉 伸児】

議長。

【議長 那須 富重】

1 番、若杉 伸児議員。

【1 番 若杉 伸児】

よく分かりました。できれば、その企画情報課と総務課が一緒になって、2つのお願いを少しでも前向きに進んでいただければと考えております。その点はよろしくお願いいたします。

では続きまして、2 番目に、不感地帯解消へ向けた県や企業への要望活動についてどのような現状なのか、お伺いいたします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

携帯キャリアによる全国の人口カバー率はほぼ 100%に近いとされておりますが、各事業者ともコストの面から新たな基地局の設置・建設には消極的であります。

近年はそういう事業者に行ってお願いしますということはやっていません。その前は、ここが不感遅滞ですのでどうにかならないでしょうかと要望をしておりました。近年は事業者に対する直接の要望活動はしておりません。

国が実施する調査は、携帯キャリアによる対策検討等に活用することを目的にされ、同時に、国及び携帯キャリアに対する要望手段の一つであります。町として正確な報告に努めてきた、また、努めていくつもりであります。

今後も引き続き、居住地域の不感エリア解消に向けて、必要に応じて実態把握を行い、最新の状況を報告し情報共有に努めてまいります。

携帯キャリアにここがという話はしてないということです。国の通信格差是正事業がありますが、これもなかなかこちらに持ってくれないという部分があります。

最初のほうはやってくださいよということで、葉桜公園に携帯鉄塔ができました。それぞれ南郷、西郷、北郷に鉄塔を建ててきたのですが、今はなかなか格差是正事

業にも乗らないということで、結局、費用対効果を見ているようですので、なかなか難しいということでもあります。

以上です。

【議長 那須 富重】

町長の答弁が終わりました。

【1番 若杉 伸児】

議長。

【議長 那須 富重】

1番、若杉 伸児議員。

【1番 若杉 伸児】

言われることは分かりました。

私たちの入郷区地域開発期成同盟会においても、毎年のように情報通信施設設備の促進について要望活動を行っております。10件ほど県へ要望しており、毎年このうち一つで毎年上がっております。美郷もですが椎葉、諸塚はもっと事情が悪いのではないかと考えております。

今年の内容を抜粋して読み上げさせていただきます。

「携帯電話は災害時に極めて有効な通信手段で、台風災害や山林火災、山林作業の事故、けが等の急を要する場合には欠かせないものとなっています。人家におけるエリア整備は一部を除いてほぼ完了したところではありますが、山林や作業道等の奥地においても、面積カバー率を上げることが今後必要だと考える」こういった要望をしております。

これは今年の要望であり、令和4年の要望を踏まえて、令和5年に総合政策部から回答がっております。

「携帯電話の電波等の設置は民間が行っている関係もあり、採算の面から大変厳しい。世帯カバー率100%にしていくことが重要だと思います」という回答いただいております。

また、平成30年3月議会の中島議員の質問に対しまして、またその後、追跡調査を行いました。昨年9月議会の後の議会だよりも、企画情報部課から、やはり同じように「事業者の採算が合わないので大変厳しい」という回答でありました。

これはどう聞いても国や県、町がどういうよりも、事業者が実際にやってくれるかどうかにかかっていると考えerわけです。

私個人的に考えるのですが、例えば、北郷地区、西郷地区、南郷地区の不感地帯、またそのつながりにくい遅滞の方々、地域住民が結集しまして、例えば、業者に、直接話しに行くと、陳情に行くことは実際できないか、どうでしょうか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

いいことだと思います。中島議員が苦勞して小黒木に鉄塔を造っていただいたという経緯があります。やはり住民が不便を感じているという熱意が携帯キャリアにつながったということでもあります。

早く言えば、道をどうかしてくれと日向土木にその地域の方々が、直接、お願いに行くことは非常に効果があります。その地域の方々がどこの会社がいいという話から始まって、陳情書を作って、代表者と役場が一緒に行ってお願いするとは非常に有効な手段ではなかろうかと、議員おっしゃるとおりだと思います。

以上です。

【議長 那須 富重】

町長の答弁が終わりました。

【1番 若杉 伸児】

議長。

【議長 那須 富重】

1番、若杉 伸児議員。

【1番 若杉 伸児】

ありがとうございます。私もこのことを踏まえて西郷地区、北郷地区、南郷地区も多少、把握しておりました。

やはり家でもつながらない所があり、各議員さんや個人的にお願いに来ているという話も、この質問をする当たってつい最近ですが聞きました。そういった事ができるということであれば、つながらない所とつながりにくい方もいらっしゃる。この方々にお話を持って行って、私たちの力ではそういった場を設定したりすること厳しいと考えております。その際には、町が中心となって機会があればぜひセッティングしていただきたいと考えているのですが、それはお願いしてよろしいでしょうか、一応、確認だけ。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

それはやぶさかではないと思っております。

【議長 那須 富重】

町長の答弁が終わりました。

【1番 若杉 伸児】

議長。

【議長 那須 富重】

1 番、若杉 伸児議員。

【1 番 若杉 伸児】

本当にありがとうございます。早速、進めていきたいと考えております。

では、3 番目に移らせていただきます。山林や奥地での作業に従事する業者の方々の有事の際、先ほどもよく出てきておりましたが事故等の場合、こういった対応を取るか、何か共有しているのかどうか、そのあたりをよろしく願いいたします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

現在、山林等の携帯電話の不感地帯で有事が発生した場合は、携帯電話がつかない場所まで移動し 119 番通報することが重要となっております。

このような有事を想定し、町内の林業事業者や林業従事者には、有事の際の通報手順として山岳事故発生時の手引きを配布して周知を図っております。

また、昨年 10 月 17 日に森林組合や作業班等の林業関係者に御参加いただきまして、林業労働災害を想定して防災訓練を実施しております。

当日は、山林で林業作業中に滑落し、防災ヘリに救急要請するというシナリオで訓練を実施しております。林業関係者、役場消防団、救急救命士、航空隊、西郷病院の連携した訓練により、有事の際の対応を共有し認識しております。

なお、本年 10 月に同様の防災訓練を実施する予定で準備を進めております。

以上です。

【議長 那須 富重】

町長の答弁が終わりました。

【1 番 若杉 伸児】

議長。

【議長 那須 富重】

1 番、若杉 伸児議員。

【1 番 若杉 伸児】

分かりました。昨年か一昨年に地域おこし協力隊と議会との意見交換会を行いました。その際に、「美郷町のプラス面、マイナス面があったら何でもいいですからお答えください」と言いましたら、北郷の木炭生産で来ている協力隊の方が、「1 人で山に入って仕事をすることがある。その際に携帯電話が通じないところが多い。もし 1 人で仕事をしていて事故に遭ったらどうしようと不安になる」と言われておりました。

私はこの質問するに当たって、地元の森林組合作業班にこのことについて聞いて

みました。「実際、携帯はどうか」と聞いたところ、この方は主に南郷地区の渡川、鬼神野、時々神門でも作業されています。「年間を通じて携帯電話が通じる所と通じない所で仕事をする割合は約50%、50%くらいだ」と言っていました。

「例えば、通じるためにはどれくらい走ればいいのか」と聞くと、「遠い所でも約10分車を走らせれば、携帯電話が通じる所までは行けるよ」と言っていました。それは、あくまでも車に乗ってから10分間であって、1人でおれば自分では乗れないわけです。もしケガをした人がいた場合でも、1人2人いないと乗せられないわけです。その点については、非常に不安を感じると言っていました。

その当時、森林組合からそういったことに関して何か情報とか「こういったことをやってください、対応してくださいというのがありますか」と聞いたところ、携帯電話にGPSで位置情報が確認できるアプリがあります。もちろん携帯は通じないのですが、もし何かあったときにその人の携帯がどこにあるか、位置情報がアプリで確認できるそうです。森林組合から、このようなアプリをぜひ取り入れてくださいという説明、そういった推進はあると聞いております。

私、地元の建設会社にも聞いてみました。特に取決めはしていないと言っていました。以前は、業務用トラックに無線を積んで作業をしていたが、今はもうそこまですべて対応していないと言っていました。

そのような面からも、山林で仕事をされている方、それに携わっているそれ以外の関係者の方にも、今後また力を入れていただければいいかなと考えております。

次に、4番目に緊急時や災害発生時、不感地帯において、どのような方法で状況等を把握し情報提供を行っているのか、お伺いします。

【町長 田中 秀俊】
議長。

【議長 那須 富重】
町長。

【町長 田中 秀俊】

先ほどのアプリは、私も知りませんでした。やはり1人で山に行って、もしものがあつたときはどうすることもできないと考えます。やはり何かの対策は必要かなと思うところであります。

ただいまの質問であります。緊急時や災害発生時において、その場所が携帯電話の不感地帯である場合は、消防救急無線や移動系防災無線、衛星携帯電話を使用し情報の収集や提供を行っております。

携帯電話の不感地帯において有事が長期化する場合は、携帯電話会社により臨時中継局を設置いただけることを伺っております。今現在したことはありませんが、長引くとその配慮をしていただくということでもあります。そういうことが起こらないことが一番いいとは思っておりますが、そうなっております。

【議長 那須 富重】
町長の答弁が終わりました。

【1番 若杉 伸児】
議長。

【議長 那須 富重】

1 番、若杉 伸児議員。

【1 番 若杉 伸児】

分かりました。平成 17 年度に台風が来たときに、渡川地区の道路が寸断され、通信手段も全て携帯電話から固定電話つながず、それが何日間か続いたことがあります。

あの時に行政から衛星電話が来たような気がします。何か G P S ではないですが、宇宙とつながるのか、何か分からないのですが、実際に通話しているのを見たか聞いたかしました。実際、それが今でもあるんでしょうか。

【総務課長 甲斐 武彦】

議長。

【議長 那須 富重】

総務課長。

【総務課長 甲斐 武彦】

衛星携帯電話、インマルサットといいます。その携帯電話は現在 2 台、町で保有しております。有事の際に使用することを想定して、保有しております。

以上です。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【1 番 若杉 伸児】

議長。

【議長 那須 富重】

1 番、若杉 伸児議員。

【1 番 若杉 伸児】

名前まで知りませんでした。2 台あるということで、いざという時には本当に心強いかなと考えます。

先ほどの続きになりますが、A E D を使う心肺蘇生法を皆さんもよく御存じだと思います。私も何度か体験したことがあります。

これは、まず発見したら周囲の確認をして、そして倒れてますという方の状況を確認すると。その後に通報するという仕組みになっております。1 1 9 番通報する。それかもしくは A E D があれば、どなたかに A E D を持ってきてもらうようお願いする。これが手順だと思います。皆さん御存じかとは思いますが、私は、この講習会のときに、その頃はジェームズだったか分かりませんが、質問をしたことがあります。

「まず、発見してそこが不感地帯だった場合、取りあえず蘇生をするのか、それとも誰もいなくても、1 人でも取りあえず携帯のつながるところまで行って通報するのが先なのか、どちらが先ですか」と私は聞いたことがあります。

皆さんはもちろん御存じですよ。これは当然ですが、取りあえず通信可能なところまで行って、取りあえず119番通報をして、そして心肺蘇生など手伝ってもらえる方を確保することが最優先だそうです。これは今も変わっていないということでありました。今度ジェームズに行って、改めて聞いたら「そのとおりです」と言われました。

今でも町内でこういった通信ができない、特にこういった災害が発生するような所があります。この間から避難訓練がありました。私の地区は、AEDによる指導はありませんでしたが、こういった指導があれば、このような基本的なこと、こういった処置をすればいいのかというのは、機会があるごとに周知していると思います。今後もそういった機会を周知していただきたいと思いますと考えますが、それはどのようにお考えでしょうか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議員おっしゃるように、町には救急救命士がいます。そういう人たちに広報紙やきららを使って情報提供をしておりますが、まだまだ町民に浸透していないと部分があります。そういった広報はしていきたいと思っております。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【1番 若杉 伸児】

議長。

【議長 那須 富重】

1番、若杉 伸児議員。

【1番 若杉 伸児】

分かりました。先ほどのエリア拡大と共によろしくお願いいたします。

2問目の質問に移ってよろしいでしょうか。

【議長 那須 富重】

2問目の発言を許可します。

【1番 若杉 伸児】

2問目に、町内3校の義務教育学校の部活動についてお伺いいたします。

働き方改革の一環により、全国的に教職員による部活動指導の問題が取り沙汰されております。また、少子化により、部活動自体も存続の危機にあると考えます。町内3校の義務教育学校の部活動の現状と今後の課題、取組について、次のことをお伺いいたします。

まず初めに、学校教育における部活動の意義と必要性、また町内３校の部活動の現状について伺います。

【教育長 大坪 隆昭】

議長。

【議長 那須 富重】

教育長。

【教育長 大坪 隆昭】

部活動についてお答えいたします。

御承知のとおり学校の教育活動につきましては、学習指導要領に基づいて実施されております。それは学校教育法を受けて文部科学省で、学校教育法施行規則を立てられ、その中に教育活動については、学習指導要領に基づいて行うものとされています。全国の学校では、その学習指導要領に基づいて教育課程を編成しているところであります。

その中の部活動の位置づけについてであります。「生徒の主体的・自主的な参加により行われる部活動については、教育課程外の学校教育活動として教育課程と関連が図られるよう留意するものとする」となっており、その意義や必要性につきましては、「生徒の学習意欲の向上や責任感、連帯感を醸成するなど学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものである」とされております。それを受けて、各学校でそれぞれの部活動が実施されているところであります。

現在、美郷町における部活動につきましては、美郷南学園が野球とバドミントンの２種目、西郷義務教育学校がソフトテニスと陸上と野球の３種目、そして美郷北義務教育学校が陸上とバレーボールとソフトテニスの３種目が行われています。

なお、この部活動につきましては、議員の御指摘のとおり教職員の働き方改革の一環として行われるということが、報道関係でも多く取り入れられております。美郷町のように教員数の限られている学校におきましては、そのこと以上に、現在ある部活動、これを維持・継続させるために、教職員の人事異動に影響されることなく継続させる上で、大変重要な方法の一つであると捉えております。

以上です。

【議長 那須 富重】

町長の答弁が終わりました。

【１番 若杉 伸児】

議長。

【議長 那須 富重】

１番、若杉 伸児議員。

【１番 若杉 伸児】

指導要領に伴うということで、内容の説明と現状の３校の部活動についても分かりました。最初にお答えしたいのですが、私はあくまでも部活動をするという前提で、話をこれから先、進めていきたいと思います。

今、世間一般的に、多様性という言葉が使われております。私たちの子供の時分から、中学校になったら部活動はして当たり前、何かしら部活動に入るとというのが当然という感じになっておりました。

ただ、今は多様性が叫ばれる時代であります。実際に、部活動に参加していない、活動していないという子供さんもいるようですが、その点についてはどのようなお考えなるか、お伺いいたします。

【教育長 大坪 隆昭】

議長。

【議長 那須 富重】

教育長。

【教育長 大坪 隆昭】

現在、部活動の減が心配されているとおり、美郷町内における部活動をしている子供達の数も46名、全体の87%の子供達が部活動に参加しております。

ちなみに県内でいきますと県内では57%と、やはり全国的に部活動から離れている子供達が増えているという状況は確かにあります。

今、多様性ということが出ましたが、確かに各家庭でその取組が違ってきております。部活動ではなく、別の習い事をさせたいという保護者もおります。そういった動きもあり、特に必ず部活動に入りなさいという各学校で行うような指導は教育委員会としてはしておりません。私自身もその必要はないかと思っております。

以上です。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【1番 若杉 伸児】

議長。

【議長 那須 富重】

1番、若杉 伸児議員。

【1番 若杉 伸児】

認識もよく分かりました。私もそのように考えておりますけど、今日はあくまでも部活動をやるという前提で、いろいろお話を伺わせていただきたいと思います。

私も昔の古い友達、高校時代の友達と会って話すと、昔の懐かしい話をする中で、部活動は思い出として残っております。あの人の部活は何だったとか、すぐ部活の話になります。苦楽を共にするではないですが、一生懸命スポーツに励んだという体験はずっと残るんだろうなと考えております。

先ほどから先生の働き方改革の件で、私は美郷町南学園の2つの部活の先生とお話をさせていただきました。2人とも非常に熱心な方であり、1人の方は教員歴7年のうち4年間、指導に携わっているということでした。あとの3年間もしたかったのですが、いろいろ事情がありできませんでしたとのことでした。もともとと言いますか、現在も保健体育の先生で非常にスポーツには興味を持っており、嫌々や

ったことは全くありませんと言っておりました。もう一人は教員歴6年の方で、6年間ずっと携わっているそうです。その人は野球で、野球の部活動がしたくて先生になったようなものですよという話をしておりました。

そういった働き方改革で、負担ということはお2人とも全く考えていないということでした。

1人の方は家庭があり、どうしても家族に負担がかかるから、その点は心配しているが深い理解があると話していらっしゃいました。

私は常日頃考えているのですが、やはり部活動は家庭ではできない、心身ともに鍛えることができるので、私個人的には続けていただきたと考えております。

次に本年4月より、町内の3校が全て義務教育学校に変わりました。そのことによる部活動自体、また指導体制に何か以前と変化があったのか、お伺いいたします。

【教育長 大坪 隆昭】

議長。

【議長 那須 富重】

教育長。

【教育長 大坪 隆昭】

ただいま御質問がありました義務教育学校になってからということです。義務教育学校になったからといって部活動自体の考え方やその内容、編成の在り方が変わることは全くありません。

ただ、義務教育学校では教職員において、小・中学校の隔たりがなく1つの組織体として運営することができます。例えば、転入する先生、小学校籍で転入して移動してきた教員であっても、校長先生の裁量によって部活動の顧問をさせることができます。通常の小学校では、それはできません。外部指導者にしなければいけないので。これまで美郷南学園は義務教育ではなかった時には、外部指導者として小学校の先生は来ることはできました。今は顧問として、校長の裁量で実施することができております。

現在、美郷南学園ではそうやっていませんが、西郷義務教育学校と美郷北義務教育学校において、小学校の先生が中学校の協力者となって指導に当たっているということです。校長の聞き取りによりますと、指導体制の充実が図られて、生徒と教員との交流、さらには先ほど言いました働き方改革等にも良い影響が出ているとなっております。今後それが広がっていくのではないかと考えているところです。

以上です。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【1番 若杉 伸児】

議長。

【議長 那須 富重】

1番、若杉 伸児議員。

【1 番 若杉 伸児】

今の件、よく分かりました。私は、美郷南学園が小中一貫校から義務教育学校に移行するときに、教育長はじめ教育委員会の職員の方々に足を運んでいただき、メリット、デメリットを聞いたことがありました。

その時に、部活の指導に関しては柔軟な対応ができていくのではないかと説明を受けていたような気がします。多分そのことだったんだろうなと考えます。よく分かりました。

次に、今年度より部活動の休日拠点校方式が採用されております。その拠点校方式の現状と今後どのように展開するのか、どのように考えているのかお伺いいたします。

【教育長 大坪 隆昭】

議長。

【議長 那須 富重】

教育長。

【教育長 大坪 隆昭】

議員が御指摘の部活動の休日拠点校方式と申しますのは、文部科学省、それからスポーツ庁、文化庁が令和4年度から3年間を部活動改革推進期間と定めております。その部活動改革の一つの方法として、休日拠点校方式があります。

どういうものかといいますと、通常の平日の日には所属する学校で部顧問の教職員とともに活動練習をし、土曜、日曜、それから夏休みなどの休日には拠点となる学校で合同で集まっての活動をするものであります。

本町では、令和6年度から導入しております。令和5年度は部活動指導員をまず指定することから始め、本年度から拠点校方式を取り入れております。

現在、ソフトテニス部については、美郷北義務教育学校を拠点校として、西郷義務教育学校と美郷北義務教育学校の子供達が集まっております。さらに野球につきましては、美郷南学園を拠点校といたしまして美郷南学園の子供達と西郷義務教育学校の子供達が一緒に集まって練習をしており、県大会にもその形で出て活躍をしているところです。

今後の展望といたしましては、関係者との意見を聞き取りながら、現状の取組を評価いたしまして、生徒の希望に沿うような拠点校方式を拡充していけたらなと考えているところであります。

以上であります。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【1 番 若杉 伸児】

議長。

【議長 那須 富重】

1 番、若杉 伸児議員。

【1 番 若杉 伸児】

拠点校方式、よく分かりました。

このことは前回の議会だよりも、拠点校方式についての説明が載っています。

2、3点伺いたいのですが。まず最初に伺いたいのが、先生とお話をする中で聞いたのですが、今の部活動の人数が減っているため、例えば、2校合同でチームを編成して中体連などの大会に出られますとなっています。この拠点校方式だと、極端な例を言いますと、美郷北、西、南のそれぞれに同じ競技をやりたい子がいた場合、取りあえずその3校で、まず拠点校でチーム美郷をつくって、そのチーム美郷がまた諸塚や椎葉と組んで、学校で言えば4校で組んでも出られるという話を聞いたのですが、それは正確な情報なのでしょうか。

【教育長 大坪 隆昭】

議長。

【議長 那須 富重】

教育長。

【教育長 大坪 隆昭】

部活動の県大会出場については、中体連の決まり、中体連で決めています。やはり大きなところでは勝利主義が先行して、上級生だけを集めて、うまい子だけを集めての県大会に出場して上位を狙うというところもあり、厳しい規定をつけ「2校以上は認めない」とされていました。今度、拠点校方式を取り入れれば、先ほど言いました3校が一緒になっても1校として認める、拠点校として認められることになります。

今年の部活動で申しますと、美郷南と西郷とが1つの拠点校になっています。実際は、椎葉の子供たちが美郷南と合同チームとして、3校になりますが、拠点校1と普通の学校が1、1と1と2校で認められるということです。バレーボールにつきましては、北郷と諸塚の子供たちが一緒に出場することもできるようになっております。

以上です。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【1 番 若杉 伸児】

議長。

【議長 那須 富重】

1番、若杉 伸児議員。

【1 番 若杉 伸児】

今、教育長が説明されたとおり強豪校をつくるという意味ではなく、うちは本当にやりたい子が大会に出られるかどうかということなので、本当にいい制度だと思います。

後で質問させていただきますと言いましたが、この拠点校方式になると、議会だ

よりの中でも触れられたのですが、父兄の負担など今後の問題点等も把握してということでした。父兄等の送り迎えなどの負担もあって、やりたくてもやれないという子も出てくるかなと思います。どのあたりが何か問題点として、今の現状で捉えているか、今の時点だけでも結構ですが、あれば。

【教育長 大坪 隆昭】

議長。

【議長 那須 富重】

教育長。

【教育長 大坪 隆昭】

拠点校方式の実施につきましては、今、議員が申しましたとおり拠点校への移動が必要になってきます。休日の送り迎えをどうするかということです。

今、美郷町においては、休日にスクールバス等の車を走らせて送り迎えをしております。椎葉、諸塚は、一切それはしていないと聞いております。保護者が送迎するようになっていきますので、その部分で保護者等とも協力、連携していく必要があるかなと考えてるところです。

以上です。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【1 番 若杉 伸児】

議長。

【議長 那須 富重】

1 番、若杉 伸児議員。

【1 番 若杉 伸児】

よく分かりました。スクールバス等も出していただいているということでございます。今後とも、また協力をよろしくお願いしたいと思います。

続きまして、4 番目に、今後より一層生徒数の減少が懸念されます。それに伴い部活動においても、様々なまた新たな制約が発生するのではないかと予測されます。本町において、将来的に危惧される問題点があれば、お伺いしたいと思います。

【教育長 大坪 隆昭】

議長。

【議長 那須 富重】

教育長。

【教育長 大坪 隆昭】

この問題点につきましては、生徒数の減少は本当に部活動への大きな影響があり深刻であります。

一番考えられるのは、先ほどから問題視されているように、子供達の数が減ることによって、チームスポーツといいますか団体競技が編成できなくなります。そうなりますと、生徒が希望する競技種目がうまく取れないために子供たちの部活動離れが、さらに大きくなるのではないかなという心配をしています。

この対応につきましては、関係市町村、特に諸塚村、椎葉村と連携を図りながら、合同で、自治体を超えてのチーム編成ができないかと進めているところであります。

それから2つ目としましては、この拠点校方式を実施していくためには、部活動指導員の選出が必要になってきます。生徒の希望に沿った部活動を編成するためには、その競技種目等の指導に長けた地域の人材を確保する必要があります。生徒一人一人の希望調査を行いながら、編成に向けて理解を求めて協力していただける方をお願いしていかなければならないと考えております。

もう一つは、先ほど言いました送迎の問題です。これをどうするかということが出てくると思います。

このように懸念される問題は幾つもあります。先に答弁いたしましたとおり部活動は大切な教育活動の一つであることから、地域のクラブチームへの移行も考えながら取り組んでいかなければならないと考えているところです。

以上です。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【1番 若杉 伸児】

議長。

【議長 那須 富重】

1番、若杉 伸児議員。

【1番 若杉 伸児】

分かりました。部活動指導員は、早川議員が北郷で少女バレー、また中学校の部活動、もう長年にわたって貢献いただいております。今後とも、この部活動指導員を、また新しく育成していただければと。たしか今度の予算にも何かその件が上がっていたと思います。

私は団体競技のことを心配しております。実は先々月7月に熊本県で少年野球の大会がありました。本町の美郷ベースボールクラブ、これは美郷北義務教育学校と美郷南学園の5、6年生でつくったチームであります。これが、日向市東郷町のFTというチームと合同で県大会に出場し、優勝しました。宮崎県代表として、熊本県での全国大会に出場して1回戦を何とか勝つことができました。町はじめこの議場にいらっしゃる皆さん方には、御支援をいただきました。ありがとうございます。

このFTというのは、東郷の福瀬の略だそうです。昔、福瀬と東郷にチームがあり、これが合併してFTというチームになったそうです。

この父兄の方とお話ししましたが、このチームにも優秀な子供がいらっしゃいます。ところが、一部の方が日向から通っているだけで、地元東郷の方だそうです。東郷学園には今、野球部が無いそうです。この優秀な生徒たちが、今後どうやって野球を続けていくのか、本当に心配しておりました。もう越境入学でもさせようか

など言っておりました。

これは東郷学園の問題だけではなく、この美郷地区においても、今、野球をやっている子供、バレーをやっている子供が団体競技として今後、続けられるのかなと私もこの点を一番心配しております。

今、教育長もおっしゃいましたが、拠点校方式等を利用して何とか今後、続けていければと考えております。

最後に、保護者や何よりも子供の思いが一番であると思います。しかしながら、もう5年後、10年後を考えたとき、部活動の状況を見据えたときに、町として何かしらの基本構想があるのか、先ほどの拠点校方式のことも含めて、何か基本方針があるのかお伺いいたします。

【教育長 大坪 隆昭】

議長。

【議長 那須 富重】

教育長。

【教育長 大坪 隆昭】

今後の部活動の在り方につきまして基本方針、基本構想の策定は、まだできておりません。まずは現在、行っている活動について生徒の希望把握等から始めていかなければいけないのかなと考えているところです。

その上で町内の部活動指導員、さらには各種スポーツの指導者、保護者などから御意見をいただきまして、部活動の種目などを策定していかなければいけないのかなと考えています。

先ほども申しましたが、近隣の市町村等とも連携していきながら、どんな部活動がこの地域にあるといいのか、そしてまたその部活動指導員が確保できるのか、情報交換をしていかなければならないのかなと考えています。

部活動の運営主体をスポーツ少年団やクラブチームに移行をしていくような部活動地域移行も含めて、今後研究していかなければいけないと考えているところです。

なお合わせてですが、本町の部活動について、現在運動部しかない状況が見受けられます。議員から質問がありましたように、加入していない子供は、ひょっとしたら運動の苦手な子供たちも中にはいるのかもしれないといった観点から、文化系の部活動の設立も勉強というか研究をしているところです。何とか希望がそろえばできるのではないかと、今のところは吹奏楽に充てて、吹奏楽の部活動指導員も確保していきながら設置することによって、現在部活動に参加していない子供たちを参加させるようなこともできるのではないかと考えているところです。

以上です。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【1 番 若杉 伸児】

議長。

【議長 那須 富重】

1 番、若杉 伸児議員。

【1 番 若杉 伸児】

よく分かりました。私、この質問をするに当たって、学校の部活動の顧問の先生それから、部活動指導員の方、少年野球の監督、様々な人の意見を聞いてみました。

結局のところ、私はまとめることができませんでした。それぞれ思いがあり、先ほど教育長も述べられたとおり、皆さん考えているようであります。今後、またその方向で話を進めていただければ、協議していただければと考えます。

私は高校時代のことを考えまして、久しぶりに卒業アルバムを見てみました。私の卒業した高校は、当時、私たちが在学していた頃が一番生徒数が多かった時期ではないかと考えております。10クラスで各クラス45人でした。450人で3学年ありました。単純計算して1,350人の生徒数だったと思っております。私達の頃からその数が5、6年間続いて、私たちの後に11クラスあった時期もあったそうです。一番多かった頃かなと思って卒業アルバムを見ていました。

スポーツクラブが全部で15ありました。男女別にしたらスポーツだけで20です。文化部のサークルは8つありました。単純に文化系を含めた23の部活動があったわけです。もちろんこれは高校の話ですが、その頃は自分のやりたいこと、自分の才能を見つけるためにいろいろなものに参加できたんだろうなと考えております。それを考えると、本当1種目か2種目しか選べない、選ぶ余地もなというのはいかかわいそうといえかわいそうかなと。もっと他の分野に力を伸ばせる子供もいるのかなと私も考えました。

今後、この部活動のことに關しては、また教育委員会とともに私も力を入れていきたいと思っております。今後ともよろしく願いいたします。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

【議長 那須 富重】

これで、1 番、若杉 伸児議員の質問を終わります。

ここで、10分間の休憩に入りたいと思います。

それでは、11時39分より再開いたします。

(休憩：午後11時29分から10分間)

【議長 那須 富重】

それではおそろいでございますので、会議を再開いたします。

3 番、中田 武満議員の登壇を許し、1 問目の発言を許可します。

【3 番、中田 武満】

議長。

【議長 那須 富重】

3 番、中田 武満議員。

【3 番、中田 武満】

では通告に基づき、質問させていただきます。

第1 問目は、町民の医療関係の情報のコンピューターシステム管理についてであります。

現在の町内では3 病院の患者といいますか、受診者の医療情報はコンピューターシステムで管理されているところであります。昨年から医療カルテは電子カルテとなりまして、全てが効率的な作業となっていると考えております。

現在、直近で結構ですので、何人のデータが管理されているのか、教えていただきたいと思っております。

【議長 那須 富重】

それでは、町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

町民医療機関関係情報のシステム管理についてという質問であります。

電子カルテはいろいろな形で整備しており、何名かということで結構な数になっております。その医療機関ごとの令和6 年5 月1 日から令和6 年7 月3 1 日までの3 か月間で、電子カルテ取扱件数です。合計すると2, 1 4 3 件あり、これは少し重複してる部分もあるかもしれませんが、西郷病院が一番多く1, 2 8 3 件、南郷診療所が6 0 8 件、そして北郷診療所が2 5 2 件になっています。

この中で受診した人はできますが、まだ受診していない方、来ない方がいいのですが、健康だということで。受診していない人達が来ればデータに残っていきます。今の1 つの病院、2 つの診療所で相互にやり取りはうまくいってるのではないかと認識しているところでございます。

以上です。

【議長 那須 富重】

町長の答弁が終わりました。

【３番、中田 武満】

議長。

【議長 那須 富重】

３番、中田 武満議員。

【３番、中田 武満】

町長が言いましたように、このデータ量は多い方がいいんですが、受診される方は少ない方がいいと私も思っております。病気の方が少ない方がよりいいんですが。そういう形になっているということで、よく分かりました。

私の個人的な考えなのですが、この電子カルテは、紙に書いたカルテよりも非常に管理がしやすく保存もしやすく、業務の効率がいいのではないかと考えます。

このシステムの情報共有は簡単にできるということで、先の一般質問で「この３病院の情報を共有できないでしょうか」というお願いをして、すぐこの共有について実施していただき、町民もよりよい高度な質の高い医療を受けていると確信しているところであります。

では、この電子カルテのこの個人情報の管理について、お聞きしたいと思います。

この医療において扱われる情報は、個人情報として極めて注意を要する、絶対知られてはならない個人情報だと考えております。

このシステムを使用している機械、ソフトウェアなどの運用や必要な仕組みの一般的な取決めが当然、内部ではされていると思います。簡単で結構ですので、その概要等を御説明いただければと思います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

スマート農業という話でずっとしてきましたが、スマート医療ということで、議員がおっしゃるような今からはいろいろな形で集積され、個人ごとデータが瞬時に見られる、それはそれで結構なことです。が、個人情報でそれが出ないようにどういう管理でやってるのかという話であります。

電子カルテの運用につきましては、医療情報システム運用管理規程に基づき運用されております。電子カルテを利用する者は利用者ごとにＩＤとパスワードを有し、電子カルテシステムにログインし、診療記録、看護記録等の記載やレセプトの作成、エックス線等の画像管理などを行い、患者の診療情報を同時共有しながら迅速な医療処置に当たっているということであります。

セキュリティにつきましては、国の定めるガイドラインに基づきまして管理し、回線については電子カルテ専用となるＶＰＮ回線を使用しており、最新のセキュリティ情報に常に更新するなどサイバー攻撃を受けにくくする対策を講じています。

また、個人に配布されたパスワードにつきましては定期的に変更するなど外部への情報漏えいや外部からの侵入防止対策を徹底し安全管理に努めております。

以上です。

【議長 那須 富重】

町長の答弁が終わりました。

【3番、中田 武満】

議長。

【議長 那須 富重】

3番、中田 武満議員。

【3番、中田 武満】

分かりました。十分な管理体制の下に、運用されていることが認識できました。今後とも十分な安全管理に努めていただきますようお願いしたいと思います。

電子カルテは導入できました。業務は効率化しました。情報も共有できました。適正な管理もできているということでもあります。それでも、私は町民へさらによりよい医療体制、美郷町の独自の体制はできないかと考えておりました。

今回、この質問をするに当たって南郷の高齢者の方になりますが、何人かの方に病院のことや病気のことについて、いろいろ聞きました。その方たちが一番心配しているのは、「もし真夜中に突然、意識がなくなって倒れた時に、周りに誰もいない時、誰かいればいいですが、倒れた時にちゃんとした治療が受けられるか。また救急救命が来て治療を受けられて、またどこに運ばれるのか心配する」といった心配が多かったような気がします。特に命に関わることですので、心配は大きいのではないかと思います。

今度は、「南郷診療所には行ってますか」と聞くと、中には「若い時からかかりつけの医者があるから、日向の専門病院に行ってる」という人もいらっしゃいました。「特定健診は受診してますか」と聞くと、「それは毎年、特定健診を受けている」とおっしゃる方がいたところでもあります。

そういったことで質問の趣旨に入りますが、担当課から特定健診の受診の情報を聞いたところ、今回の決算報告の中で40歳から74歳まで675人、75歳以上の方が1,446人で、特定健診を受けている人は2,121人もいらっしゃるとのことです。非常に高い特定健診の受診率であると思います。

この電子カルテの管理数について、先ほどの報告では2,143人で、ざっと美郷町の人口の約半分ということで、重複はしていますが大体50%あり、50%の方の情報はまだないということです。いいことであるか悪いことであるかは別のことでありますが。

美郷町において、特定健診や会社に勤めている健康診断を受けているか、その3病院でまだ受診していない場合はその方々の医療情報はデータ上は全くないということになっております。3病院での受診のない方の情報はないということではないんですが、その方が過去に受けていれば紙でのカルテは残ってる、保存されているため幾らかは情報はあるとは思っております。その3病院の受診のない方を特定した場合、もしその方が時間外、真夜中や土曜、日曜の時間に急に病気になったとき、必要な措置を、私なりに一緒にじゃないんですけど考えたのですが。その方が意識を失った時になぜそうなってるのか、それが分かるような患者さんの持っている病気や飲んでる薬等の情報によって適正な医療、処置ができるのではないかと個人的には思っております。そういった情報がない場合は、処置が遅れるのではないかと思っております。

例えば夜中に悪くなった場合、これは私の想像で話をしているのですが、現場出向くのは救急で救命士が行きます。当然、医療行為ができないので、現実では西郷病院の当番の先生が、処置の方法や搬送先について、その人の患者さんの情報を聞きながら判断して、救命士に指示をしているのかなと私は思っております。

もしそういう情報がなければ処置が遅れるわけですから、ぜひともその情報がある方がいいですね。例えば、かかりつけの病院が日向の場合、日向で夜間開業していない病院であった場合は、情報も取れないということになります。また不利な条件が重なることもあると思います。以上のようなことが、どうか改善できないかということです。

そして、この現システムを使って町民の一人一人の情報とは言いませんけども、ある程度、地区を限定するか、年齢を限定して、住民の方の医療情報を何かの形でシステムの中に蓄積しておれば、そういう医療処置ができるのではと考えております。そういった管理システムの構築はできないものか、お伺いしたいと思います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議員が今おっしゃったことは、もっともなことで国も動いているようであります。現在、国が取り組んでおります医療DXにおきまして、電子カルテ情報の標準化や電子カルテ情報サービスの構築が進められています。これが実現しますと、全国で個人の医療情報を共有することが可能となります。処方箋情報や検診結果、予防接種の履歴など医療や保険、介護といった分野の情報も速やかに閲覧することができるようシステムをつくっていくようです。

今後はこの国の動きに合わせて、将来的な医療情報の共有化を図り、安全かつ迅速な医療提供ができる体制をつくっていきたいと思っております。

すぐにはできないかもしれませんが、国がシステムをつくったらそれにどんどん入れていけば、病院でもどっかに行った、どこで悪くなったという話になったときに、救急に、情報が全部見られることになり、非常に安全安心になっていくということでありまして。そういう方向性で国は動いているようでございますので、町はそれに乗っ取っていかうと思っております。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【3番、中田 武満】

議長。

【議長 那須 富重】

3番、中田 武満議員。

【3番、中田 武満】

分かりました。国が動いているということで、非常に安心したところであります。

国はもう一つ、医療業務の改革と国民への最良の医療治療を提供するために、この保険証を廃止してマイナナンバーカード保険証、マイナ保険証の一体化をするということで、その期日が12月20日までで、今回の条例の改正の中にもありました。

このマイナ保険証の利用率が、先日の宮日の記事にも載っていました。利用率が今年6月で10%という非常に低い数字になっているようです。

このマイナ保険証も少し勉強したのですが、医療機関に持っていけないとメリットがないということで、業務改善も必要ではないかと思います。高齢者の利用については、少し無理があるかもしれません。

しかし、国としてはこのマイナ保険証を順次、並行して進めていくと思います。説明がありました国の医療システムが、早めにこの美郷に導入されることを望むばかりであります。

町においては、西郷病院から基幹病院が遠くて不利な地域もあります。早期にこの対応が取れるように、町民が安全で安心できる場所を、ここにいてよかったと思えるように早期の対応をお願いして、1問目の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

【議長 那須 富重】

答弁はいいですかね。いいですか。

それでは、ここで1問目が終わりましたので、一旦ここで中田議員の質問をこれ1回終わらして、午後につなげたいと思います。

ここで休憩に入りたいと思います。

再開を13時からいたします。

(休憩：午前11時58分から62分間)

【議長 那須 富重】

それでは、休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

午前中の3番、中田 武満議員の2番目の質問から入りたいと思います。

それでは、3番、中田 武満議員の登壇を許し、2問目の発言を許可します。

【3番、中田 武満】

議長。

【議長 那須 富重】

3番、中田 武満議員。

【3番、中田 武満】

午前中に引き続き、2問目に入りたいと思います。

2問目については、森林環境譲与税の活用による林業振興についてであります。この件につきましては先日の4日に、文教産業常任委員会の調査報告で報告した件と関連した質問であります。

森林は、木材など林産物の供給はもとより水源の確保、災害の防止など、地球温

暖化対策上でも重要な役割を果たすなど多面的な機能を多く持っております。

宮崎県におきましては、林業の担い手の高齢化など様々な要因によって手入れの行き届かない人工林や伐採後に放置されている森林が増えるなど、多面的機能の低下が懸念されています。改めて森林がもたらす恩恵を思い起こし、森林資源の循環利用を図り、豊かな資源を次の世代へ引き継ぐことを目的に、再造林日本一を目指して、今取り組んでいるところであります。

以上のような取組が、必要ではあります。文教産業常任委員会の調査結果内容にもありましたが、森林組合等の幹部職員との打合せの中で、意見要望についてを総論、総括的に聞きました。幹部は、林業に関係する全ての事業において、職員や従業員が足りないので、この譲与税を使った取組ができればと強く要望したいという内容ではなかったかと私は感じたところであります。

通告書にも3項目、取組みができないかと整理しております。その点について、若干説明を加えたいと思います。

まず1点目は、森林整備作業員の確保のための支援対策ということです。

この森林整備に対する作業員が、森林組合で言えば作業班が不足して、この整備や伐採後の植林や下刈り等の作業が遅れているのではと。

近年ではよく見かけますが、山林の伐採が多く行われているような現実であります。整備する山林が多く、作業員や作業班が足りず、遅れているのではないかといいかことであります。この整備に対する支援、担い手確保の支援対策等はないかということでもあります。

2点目については、森林組合の組合員または町民が持っているそれぞれ私有林があります。当然、堺などを管理した森林台帳を森林組合や県が管理しています。この台帳が字図や航空写真であり、伐採や植林をした情報が載っております。これが、現在進んでおりますが、その情報がその台帳に入力不足ではないかと私は感じております。

森林組合の職員に聞きますと、県とのやり取りの中でなかなか情報交換もできてないし、整理する時間もないということです。できれば専属で山林情報を収集して、その台帳に入力作業ができるような職員がいれば一番いいという意見でございました。

3番目の。

【議長 那須 富重】

中田議員、一応この議会は一問一答方式でやってますので、どうですか、1番と2番と分けて1問についてまず答弁をいただいて、2番目、3番目と。

【3番、中田 武満】

いや、もう一度で結構です、一度で。

【議長 那須 富重】

執行部はよろしいですか。はい、どうぞ。

【3番、中田 武満】

3番目については、これは既にもう行われると思いますので、説明は省きたいと思います。

以上の点について、譲与税を使って取組ができないか、お伺いしたいと思います。

【議長 那須 富重】

町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

担い手という部分は林業関係だけでなく農業関係、人手不足、人口減少の中で少子化が非常に全ての問題を引き起こしていると思っております。これは長いスパンで人口増の対策を取らない限り、尻細みしていく状態になっていくのではないかと心配をしております。

議員の森林整備作業班員確保のための支援対策ということであります。

担い手の確保の観点から、令和２年度より県の認定林業事業体の従業員を対象とした支援を行っております。

支援の内容は、従業員の労働安全装備品等の購入補助、資格取得費用の補助等であり、令和５年度からは一定期間内に行った下刈り作業を対象とした特別手当を支給しており、担い手の確保を図る取組を森林環境譲与税を活用して行っております。

作業員の確保には賃金アップという待遇改善が最も効果的ではございますが、森林環境譲与税を直接、賃金に充てることはできず、全ての職種において検討しなければならなくなるため、現在の支援策の継続または充実を図ってまいりたいと思っております。

森林台帳整備の支援についてですが、平成２８年５月の森林法改正において、市町村が統一的な基準に基づき、森林の土地の所有者や林地の境界に関する情報などを整備・公表する林地台帳制度が創設され、令和元年度に林地台帳システムを導入しております。

また、都道府県が５年ごとに更新を行い１０年を１期とする地域森林計画を県、市町村、森林組合が森林簿分散管理システムで情報を共有しております。林地台帳システムと森林簿分散管理システムにより、森林資源情報や施業履歴、土地の所有者や林地の境界情報等が確認できております。

森林環境譲与税が交付されるに当たって多くのコンサルタントからドローンでの空撮による詳細な森林資源情報の取得や最適な作業道開設のルート選定等、森林台帳整備に関する提案をいただきました。美郷町林業振興協議会でもコンサルタントからプレゼンテーションを受け、森林台帳整備の必要性を検討したところです。コンサルタントが提案するシステムの精査を行い見積り等も徴収し、これらを基に検討を重ねた結果、現在、稼働している林地台帳システムと森林簿分散管理システムを適正に運用すれば、新たな森林台帳整備の必要はないとの結論に至ったところです。森林台帳の整備には森林環境譲与税が活用できますが、新たな台帳整備となると多額の導入費用、メンテナンス費用、データ更新費用が発生します。よって、森林台帳整備に関する新たな取組は今のところ考えていないということであります。

また、作業道路については、譲与税が充当されることになっており、一部使っております。

以上です。

【議長 那須 富重】

町長の答弁が終わりました。

【3番、中田 武満】

議長。

【議長 那須 富重】

3番、中田 武満議員。

【3番、中田 武満】

分かりました。現在進行形もある、今後、検討する部分もあるということです。ぜひとも取組をよろしくお願ひしたいところであります。

1点目の林業の担い手の確保の問題です。

別に本日の一般質問の添付資料として、ある林業会社の求人ポスターを配付しています。これは南郷のある店舗の壁に貼ってありました。私が質問する途中に見つけましたので、今回ポスターを提供できました。

この求人ポスターを聞いてみますと、会社独自で作成して、費用も全て会社負担で作っているということです。

この担い手作業員確保、林業従事者の求人について考えたときに、このポスター等を美郷町独自で林業従事者作業員募集という大きなタイトルで作成して、各地区、日向市、延岡市、宮崎市までに貼ってPRするとか、林業従事者就職説明会など開催するなどできないものか。

また、この林業会社の作成ポスター作成費用の一部負担をする、そういった活用はできないものか、どうでしょうか。お伺ひしたいと思います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

担い手が少ない、それは人口減少だからしょうがないという話ばかりしてもやはり集まらないということでもあります。それを担当課と相談しながら、また森林組合と相談しながら担い手確保をやっていきたいと思います。

林業従事者が増えると、森林環境譲与税は林業従事者数もパーセンテージに入ってきますので増えるということになります。そういう努力もしなければならぬと。そのポスターがいいのかを含めて、検討していきたいと思っております。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【3番、中田 武満】

議長。

【議長 那須 富重】

3 番、中田 武満議員。

【3 番、中田 武満】

対応をよろしくお願ひしたいと思います。

この林業の求人ポスターの効果を会社の方にお聞きしたら、作業員探しは容易ではないという返答が返ってきました。本当に従業員を探すのは大変です。何かの形で支援する必要を感じたところであります。

私はこのポスターを見て、この林業会社のひたむきな努力に感動しました。若い社員を採用して、みんなで森づくり、人づくりをしましょうという強いやる気とエネルギーを感じたところであります。

林業に携わる方も大事ですが、森林を守ることも大事です。そのことに対して譲与税を使った取組が関連団体とできるならば、早急に取組をお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

以上です。

【議長 那須 富重】

これで、3 番、中田 武満議員の質問を終わります。

ここで、5 分間の休憩に入りたいと思います。

再開を午後 1 時 2 0 分からいたします。

(休憩：午後 1 時 1 5 分から 5 分間)

【議長 那須 富重】

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

7番、川村 嘉彦議員の登壇を許し、1問目の発言を許可します。

【7番 川村 嘉彦】

議長。

【議長 那須 富重】

7番、川村 嘉彦議員。

【7番 川村 嘉彦】

それでは、通告順に沿って質問を行いたいと思います。

ここに書いてあるとおり介護車の購入の助成について、質問をしたいと思います。

高齢者や身体障害者がタクシーに乗り降りするときに大変、不便であると。介護車は高額になるので、購入するときに町の助成が必要と思うが、町長の考えを伺います。

【議長 那須 富重】

それでは、町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議員の介護車の購入の助成についてという質問であります。

本町では障害者の方に対し、自動車改造助成事業を行っておりますが、高齢者及び障害者の福祉車両の購入について助成はしておりません。

介護車というのは、介護車両と呼ばれております。座席シートが回転、昇降したり車椅子に着座したまま乗降することができる装置がついているなど、介護される方また介護する方のサポートをするための工夫改善がされた車であります。

大変なことは重々承知しておりますが、今のところ障害者の方に対しての改造だけの政策しかないということであります。

今後、どのような世の中の流れになっていくか分かりませんが、現時点では、介護車自体の助成については考えてないというところでございます。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【7番 川村 嘉彦】

議長。

【議長 那須 富重】

7 番、川村 嘉彦議員。

【7 番 川村 嘉彦】

令和 6 年度の美郷町の政策方針にこう書いてあります

高齢者の福祉の充実ということで、「令和 5 年度 12 月 1 日現在、本町における住民基本台における 65 歳以上の高齢者が 52.2%であります。依然として、県下トップの状況が続いております。高齢者が安心、そして地域で暮らすために高齢者の困り事や福祉ニーズに速やかに対応します」と書いてあります。このことをどう捉えるか、お答え願います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

高齢者が 53% ぐらいになっており、どんどん多くなっていくのは目に見えております。まず、高齢者よりもその障害者の方に対しての車が先、優先することかなと思っております。

高齢者に対して介護車を購入する時に、町が補助することにした場合どういう形で補助するのかということも全然考えておりません。車自体の値段も分かりませんし、補助するということになった場合、どのくらいの財政支援が要るのかという計算をしたこともありません。今のところ障害者に対するそういう支援のみを考えているということであります。

先ほど言いましたように、情勢によって今後どうするかという部分でいろいろ変わってくるのかなと思います。皆さんも高齢になっていき、私もそうですが、そのときに介護が必要になる方、どこまでが介護が必要かとを皆さんと考えていく。要支援や要介護になると、ある程度の支援は必要ではないかという話になれば、介護者自体の補助もあり得ると考えておるところであります。

それはもう少し先にどうなるかを推測しながら、今後検討していくことかなと思っておるところであります。

以上です。

【議長 那須 富重】

町長の答弁が終わりました。

【7 番 川村 嘉彦】

議長。

【議長 那須 富重】

7 番、川村 嘉彦議員。

【7 番 川村 嘉彦】

高齢になると、車の免許返納を進めております。そうすると買物や病院には車椅

子等では遠いところもあります。買物や病院に行く時に、介護車を使わなくてもタクシーに乗って行きます。介護車というのは後ろに下して、そのまま車椅子に乗って、そのまま行かれます。

値段を聞くと700万円以上するのではないという話でした。これは直接、車屋に聞いたわけではないので、はっきりした金額は分からないのですが、700万円以上するようです。

またタクシー会社に聞いてみますと、やはり高くて手が出せないという話がありました。町でそういった考えがないか、聞いたわけであります。考えがないということであれば、もう結論が出ておりますのでこれ以上申し上げませんが、再度、お聞きしたいと思います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

今のところはないという話であって、今後その社会情勢、いろいろな形の中で検討はすべき問題かもしれないという話であります。

1つはコミュニティバスって何かなという話であります。

コミュニティバスを剥いでしまう話になったら、それこそ町民の足がなくなると。それぞれの時間帯で動いた方が一番いいのですが。全て納得いくような形にはならないという話であります。コミュニティバスを時間設定の中で動かしていることも事実であります。またコミュニティバスの乗降に問題があると言え、コミュニティバスの改造もしなければならないと思うところであります。

結局、いろいろなことを考えてやっていく必要があると思っております。この高齢者に対する購入は、時点では考えていないということでもあります。先に必要になったその可能性もある、その中で精査していきたいと思うところであります。

以上です。

【議長 那須 富重】

町長の答弁が終わりました。

【7番 川村 嘉彦】

議長。

【議長 那須 富重】

7番、川村 嘉彦議員。

【7番 川村 嘉彦】

コミュニティバスに乗る方は、車椅子の方はあまり利用していないのではないかと考えております。

私が言っているのは、車椅子で買物や病院に行ける、自分で操作ができますので、そういった人達がタクシーで1人で病院に行ったり買物に行ったりできる介護車は

どうかという質問でありました。

これについては、将来、検討するということであります。これで打ち切らせていただきます。2 番目に移らせていただきたいと思います。

【議長 那須 富重】

2 問目の発言を許可します。

【7 番 川村 嘉彦】

2 番目については、バイオマス協議会の事業についてであります。

バイオマス協議会では、町の補助を受けてバイオマス発電やバイオマスのボイラーを研究しているということであります。平成4年度に990万円、令和5年度に250万円、令和6年度には408万円かけて調査をするということであります。今まで3年間の成果が分かる範囲内でいいので、答弁をお願いしたいと思います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

この協議会の事業であります。少し長くなりますが答弁をさせていただきます。

令和元年度から森林環境譲与税の交付が始まりまして、その用途について様々な協議を行ってまいりました。議員の皆様からも、バイオマス発電等に関する多くの御質問をいただき、前向きに取り組む時期に来たと認識したところであります。

メリットがデメリットを上回れば、雇用の創出、美郷町の活性化につながるものだと考え、令和4年度から令和6年度にかけて、調査を計画、実施しております。

調査は、美郷町木質バイオマス供給協議会へ業務委託しております。

本協議会は、美郷町で木質バイオマス資源の有効活用を行う林家等の所得の向上や再生産可能な森林資源の有効利用促進に資することを目的として立ち上げられた協議会であり、木質バイオマスに関する美郷町内の現状や情報を熟知しております。

なお、発電等に関する専門的な調査については、協議会が専門業者を選定し、再委託することで了解をいただき業務執行を行っております。

それでは、年度ごとの業務内容と成果について御説明させていただきます。

令和4年度については、町内の木質バイオマス発電の原料となる林地残材の賦存量調査、木材の運搬から利用までの仕組みと未利用木質バイオマスの燃料化、小規模木質バイオマス熱電併給及び温泉等での熱利用事業の実現可能性について検証を行いました。

検証の結果、熱電併給や熱利用事業については年間収支は赤字となり、発電事業期間である20年内の投資回収不能という報告を受けたところであります。

令和5年度では、前年度の調査で課題として挙げられた山地災害の発生原因ともなる枝条・タンコロ等の林地残材の活用や町内公共施設への木質バイオマス設備導入の実現可能性について、実地試験を踏まえ検証を行っております。

検証の結果、町内施設へのバイオマスボイラー導入検討については、優先順位を下げ、まずは林地残材を活用したチップ燃料供給体制の構築に注力すべきだとする

結論に至っております。

既存のバイオマス発電所向け供給を軸に、サプライチェーンを強化しながら、並行してチップの品質改善に向けた取組や実地検証を進めていくことを推奨されたところでもあります。

本年度につきましては、令和5年度の結果に基づき、町内の林業事業体が導入している木材破砕機の採算性調査、林地残材チップ供給体制構築に向けた原材料調達手法の検討、土場チップ化適用条件の調査等を計画し委託発注しているところでございます。

これまでの調査の結果、町内でのバイオマス発電や熱利用施設の整備は、その規模に関係なく現実的ではないとの結論に至っております。

今後の方針につきましては、美郷町木質バイオマス供給協議会が主体となり方向性を決定することとなります。木質バイオマスの原料となる林地残材のチップ化等を検討するのであれば、山腹崩壊の防止、造林面積の増加等が見込まれることから、町としては支援を行ってまいりたいと思うところであります。

以上です。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【7番 川村 嘉彦】

議長。

【議長 那須 富重】

7番、川村 嘉彦議員。

【7番 川村 嘉彦】

私もバイオマス発電について、ドギでいろいろ聞いたりしています。発電は町規模については赤字になるのではないかと、そして外国産がほとんどなので、その補修等も厳しい状況ということです。それについては、この協議会も厳しいという判断を下しているようであります。

ボイラーについては、こういったボイラーかはっきり分からないのですが、そういったものが温泉施設にはどうかと出ているようであります。その方向性をよければお聞かせ願いたいと思います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

発電関係については、もう大小関係なく無理だろう、採算性が合わないから作る必要もないという結論です。

早く言えば、ボイラーですれば重油を使ってハウスを温めます。それをチップで温めていくと。チップはいいのすが、熱供給する機械自体が高く、これも実用的

ではなかろうという気がします。今度はチップを作って売る計画のようです。

温泉などいろいろありますが、そこで熱を供給するのなかなか難しいのではないかと思います。

委託している調査会社が、やはりこれはやめておいた方がいい、これなら何とかなりますという結論を受けて、バイオマス供給協議会が決定していくものだと私は認識をしております。

以上です。

【7番 川村 嘉彦】

議長。

【議長 那須 富重】

7番、川村 嘉彦議員。

【7番 川村 嘉彦】

チップ工場もなく、前田産業が諸塚の森林組合の製材所の跡を借りてしております。その絡みはどうなのかなと思っておったところであります。

平成28年度までに研究するということになっております。今の話では、前倒しでも駄目という結論づけなのか、28年度まで調査を行うのか、お聞かせ願いたいです。

【議長 那須 富重】

今の訂正です。2028年ですね。

【7番 川村 嘉彦】

2028年です。

【議長 那須 富重】

それでは、町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

早く結論を出してくださいという話をしております。

令和4年度から始まりましたので3か年、令和4、5、6年度も調査ばかりしても話にならないのではないかと、もうそれぞれこういう方向性でと。ただ、デメリットが大きいということであれば、私もそれはしない方がいいのではという話で、なくなる可能性もあると。

ただ、報告の中で協議会ができるという話になれば、それはそれでやっていただくと。ただしという話の中で、町では造りませんと、全て協議会が、町は努力をして補助金をつくって協議会に渡して、あとは独自運営で協議会が頑張ってください

という話はしているところです。
以上です。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【7番 川村 嘉彦】

議長。

【議長 那須 富重】

7番、川村 嘉彦議員。

【7番 川村 嘉彦】

以前、バイオマスで森林環境譲与税を積み立てたいという話がありました。1億3,000万円ぐらいか、1億5,000万円ぐらい環境譲与税が来るのではなかろうかという推測の下に、そういった発想も湧いたのかなと思います。

私もバイオマス発電はいいことじゃないかなという気はしておりました。

ところが、普通の中規模の発電所を造るには20億円ぐらいかかるとようです。これは町単独と補助金がどのくらいあるか分かりませんが、なかなかだなと思っておりました。

そういった思いもありましたので、今日は質問をしたわけではありますが。

今の話では、毎年300万円から500万円ぐらい前後の予算を組んでおります。見込みがなければ協議会に申入れをして、メリットがあるのかないのかを結論づけていただければ幸いです。と思っています。

私の質問はこれで終わりたいと思います。

【議長 那須 富重】

これで、7番、川村 嘉彦議員の質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部、終了しました。

次は、明日9月9日月曜日は午前10時に本会議を開きますので、時間をお間違えのないようお願いいたします。

【議長 那須 富重】

本日は、これにて散会いたします。

【事務局長 沖田 修一】

「一同起立・礼」・・・お疲れさまでした。

(散会：午後1時40分)